

関島社会保険労務士事務所便り

2019 年
9 月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12
電話：03-3609-7668
HP: <http://www.srseki.info>



賃金等請求権の消滅時効2年 見直しへ

◆消滅時効の在り方検討会報告書公表

厚生労働省の賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討会は、7月1日、報告書を公表しました。この報告書は、現在一律2年とされている賃金や年次有給休暇に関する権利等について、改正民法において短期消滅時効に関する規定が整理されたことを受け、どのように見直すべきか方向性を示したものです。

◆改正民法で消滅時効は何が変わる？

改正民法の施行(2020年4月1日)後、債権は、①債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しない時、または、②権利を行使することができる時から10年間行使しない時に時効消滅することとなります。

現行の労働基準法115条では、「賃金(退職手当を除く)、災害補償その他の請求権は2年間、この法律の規定による退職手当の請求権は5年間行わない場合においては、時効によって消滅する」と規定されています。そのため、改正民法に合わせると、未払い賃金訴訟や年次有給休暇の繰越し等で企業実務に大きな影響を及ぼすため、改正民法とは別に、検討されてきました。

◆対象により異なる見直し案を提示

報告書は、賃金請求権について、「2年のまま維持する合理性は乏しく、労働者の権利を拡充する方向で一定の見直しが必要」としています。未払い賃金訴訟等で使用者に支払いが命じられる付加金についても、併せて検討することが適当とされています。

さらに、労働者名簿や賃金台帳等、3年間の保存義務が課される記録の保存についても、併せて検討することが適当、とされています。

なお、年次有給休暇については賃金と同様の取扱いを行う必要性がないとして、2年を維持する案が示されています。

◆2020年4月から改正される可能性も？

見直しの時期については、改正民法が2020年4月1日から施行されるのを念頭に置いて速やかに労働政策審議会で検討すべきとされ、今秋から議論が始まります。

未払残業代の未払計算期間が大幅に増加するものであるため、今後の動向が注目されます。



低所得高齢者等 年金生活者支援給付金

◆10月から支給開始

消費税が10%になる10月(予定)から、低所得高齢者および障害者等に、「年金生活者支援給付金」が支給されます。

この給付金は、消費税が10%になり、経済的な援助を必要としている方に対する、年金とは別の全額国庫負担による「福祉的給付」で、次の4つの種類があります。

- ・ 老齢年金生活者支援給付金
- ・ 補足的老齢年金生活者支援給付金
- ・ 障害年金生活者支援給付金
- ・ 遺族年金生活者支援給付金

◆対象者には「請求書」が送付されます

年金を受給している給付金の対象者には、9月頃に請求書が送られてきます。

今後、65歳になり新たに年金を請求する人には、事前送付の年金請求書の封筒の中に、給付金の請求書が同封されます。

◆年金と同じく2か月分毎に支給

請求書を提出し、支給要件を認定された人には「支給決定通知書」が、認定されなかった人には「不該当通知書」が届きます。

10月1日の時点で支給要件を満たし、「支給決定通知書」が届いた人は、今年の10月分から支援給付金が、2か月分毎に支給されます。

◆老齢年金生活者支援給付金

老齢年金生活者支援給付金の対象者は、世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の「年金収入とその他の所得」の合計が779,300円以下である65歳以上の老齢・退職年金の受給者です。

この支援給付金の額は、保険料納付済期間及び保険料免除期間の月数に応じて計算されます。

◆老齢年金生活者支援給付金の月額

次のA+Bの額になります。

A $5,000 \text{円} \times \text{保険料納付済月数} \div 480 \text{月}$

B $10,800 \text{円} \times \text{保険料免除月数} \div 480 \text{月}$

注1 5,000円は物価スライドで改定されます。

注2 480月は、昭和16年4月1日以前生まれの人は、加入可能月数となります。

注3 10,800円は、全額・3/4・半額免除期間。1/4免除期間は5,400円で計算します。

具体例

昭和16年4月2日以降生まれで、保険料納付済期間360月、全額免除期間120月ある人の老齢年金生活者支援給付金は月額6,450円です。

A $5,000 \text{円} \times 360 \text{月} \div 480 \text{月} = 3,750 \text{円}$

B $10,800 \text{円} \times 120 \text{月} \div 480 \text{月} = 2,700 \text{円}$

A+B=6,450円

◆補足的老齢年金生活者支援給付金

補足的老齢年金生活者支援給付金は、世帯全員が住民税非課税で、「年金とその他の所得」の合計額が、779,300円を超え、879,300円以下の65歳以上の老齢・退職年金受給者に支給されます。

老齢年金生活者支援給付金が支給されることにより、所得の逆転が生じないようにするためです。

◆障害・遺族年金生活者支援給付金

1級または2級の障害年金受給者には、障害年金生活者支援給付金が支給されます。遺族基礎年金の受給者には、遺族年金生活者支援給付金が支給されます。

支援給付金の額は、2級の障害年金生活者支援給付金と、遺族年金生活者支援給付金は、月額5,000円、1級の障害年金生活者支援給付金は、月額6,250円(5,000円×1.25)です。

いずれも、同一世帯に住民税課税対象者がいる場合でも支給されます。ただし、本人の年金以外の所得が単身者で4,621,000円以下(扶養家族1人につき38万円加算)が要件です。

年次有給休暇と時季指定義務

◆年5日分の時季指定義務

日本の年次有給休暇の消化率は低い水準で推移しているところから、今年の4月から、年次有給休暇を10日以上付与する労働者には5日については計画的に付与することが事業主に義務付けられています。

事業主は、「年休は5日以上使用してください」と声をかけるだけでは不十分で、「あなた〇月〇日に年休で休んでください」と、労働者ごとに時季を指定しなければなりません。

◆管理監督者やパートも対象

この制度の対象者は、年休を10日以上付与する全ての労働者であって、管理監督者やパートタイマーも対象になります。

フルタイムの人であれば、少なくとも入社6か月で出勤率が8割以上の場合に10日付与され対象になります。

週所定労働時間が30時間未満のパートタイマーの場合は、下表のように、週所定日数または1年間の所定労働日数により通常よりも少ない日数が付与される仕組みです。入社当初は対象にならない人でも勤続年数が長くなると10日以上付与され、対象となる場合があります。

す。パートタイマーに年休を与える習慣がなかった事業主は注意が必要です。

5日分を時季指定して与える義務に違反した場合、30万円以下の罰金が規定されています。

◆5日について

例えば、労働者が3日既に使用したならば、使用者は2日について時季指定義務があります。労働者が5日以上を消化したのであれば時季指定義務はありません。

法律上、時季指定義務がなくなったのに、「〇月〇日年休で休んでください」と命ずることは出来ません。

使用者は、時季指定にあたっては、労働者の意見を聞き、その意思を尊重するよう努めることとされています。

◆年休管理簿の作成は必須

年休を10日以上付与する労働者に、付与した日から1年以内に、5日必ず付与するには、年次有給休暇管理簿は必須となり、一人一人についてその取得状況を把握し、3年間保存することが義務付けられています。

週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	雇入日から起算した継続勤務期間ごとの年次有給休暇日数						
			6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年6か月 以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

は、5日については年次有給休暇の強制付与

●マイナンバーカード 医療機関に認証端末

政府は、2021年3月からマイナンバーカードを保険証として使用できるようにすることを踏まえ、全国約22万カ所の医療機関等への読み取り端末設置を支援する方針を固めた。購入額の半分以上を国が補助するとしている。近く開催する「デジタル・ガバメント閣僚会議」で保険証利用開始に向けた工程表を決定し、カードの普及目標を示す。(8月29日)

●年金見直し 経済成長等進めば5割維持

厚生労働省は、公的年金財政の今後100年間程度の見直しを示した「財政検証」を公表した。法律では給付水準について、標準的なモデル世帯で現役世代の収入の50%以上を確保することを定めている(現在は61.7%)。今回の検証では6つのケースを示し、経済成長と労働参加が進む3ケースで50%をわずかに上回ったが、一定程度進むケースで40%台、進まないケースでは30%台となった。(8月28日)

●転職で37%が賃金増加 雇用動向調査

厚生労働省が発表した2018年雇用動向調査で、転職に伴って賃金が増加した人の割合が37%となることがわかった。これは、比較可能な2004年以降で最高水準。年齢別では、20～30歳代の若手ほど転職で賃金が増加した割合が高く、おおむね4割を超える。一方、50歳以上では、賃金が下がる割合が高く、定年後再雇用や子会社出向などが要因とみられる。就業形態別では、パートタイマーの割合が最も高く、41.8%にのぼった。(8月22日)

●外国人実習生受入れ事業所 法令違反激増

厚生労働省の発表によると、外国人技能実習生を受け入れている事業場における法令違反が2018年に5,160カ所見つかったことがわ

かった(前年比934カ所22%増)。違反内容としては、36協定を結ばずに違法な長時間労働をさせていた(1,711カ所)、安全に関する工事計画を定めていない(1,670カ所)、残業代の未払いなど(1,083カ所)が続いた。厚生労働省と法務省は、外国人技能実習生の就労改善をはかるため、悪質な仲介業者の排除や、悪質な事業主を監視するための調査要員を増やすなどの対策に乗り出すとしている。(8月9日)

●副業の労働時間通算の見直し

副業や兼業で働く人の労働時間をどう管理するかを議論してきた厚労省の有識者検討会が、報告書を公表した。事業主が健康確保に取り組むことを前提に、他の仕事の時間とは通算せず、企業ごとに上限規制を適用することなどが示された。労基法では通算して法定労働時間を超えた場合は割増賃金を支払うことになっているが、この仕組みも見直す。(8月9日)

●内定辞退率販売 リクナビに労働局の調査

就職情報サイト「リクナビ」を運営するリクルートキャリアが、就活生の同意を得ずに「内定辞退率」の予測を企業に販売したことが、求職者の個人情報情報を適正に管理することを求める職業安定法に抵触するおそれがあるとして、東京労働局は6日、同社に調査に入ったことがわかった。調査結果を踏まえ、行政指導などが必要かを判断するとしている。(8月7日)

